

事前準備  
(相談)

申請書等提出  
(受付)

審査

工事の依頼

完了検査

支払い

受付窓口

被災自治体

被災自治体

被災者

修理業者

被災者

修理業者

修理業者

- ① 申請書の入手
- ② 「り災証明書」の入手

修理見積書の入手

- <提出書類>
- ① 「住宅の応急修理申込書」
  - ② 「り災証明書」(写し)
  - ③ 「施工前の被害状況が分かる写真」
  - ④ 「修理見積書」(後日提出可だが、工事決定に必要。)
  - ⑤ 「資力に関する申出書」

修理内容の説明

「写真」、「修理見積書」の審査  
※災害救助法対象分と個人対象分に整理 必要に応じて、現地調査の実施

被災者へ工事实施の連絡

- ① 「修理依頼書」を発行
- ② 「請書」を徴収

工事契約  
(自己負担分)

被災者に連絡の上、工事を実施

### 修理業者による工事の実施

「工事完了報告書」を提出  
(「工事施工前、施工中、施工後の写真」等を添付)

修理費用の確定

請求書の提出

請求書の確認、支払い

※修理費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担する。